

小田原市営住宅条例の一部改正の骨子案について

1 改正の背景

平成 29 年 4 月 26 日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 7 次地方分権一括法）により、公営住宅法が改正され、認知症患者等の収入申告義務を緩和し、市が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況に基づき家賃を決定することができることとされました。

これに伴い、小田原市営住宅条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正するものです。

2 改正の内容

認知症患者等の収入申告義務の緩和に関し、次のような内容の一部改正を予定しています。

入居者の家賃は、毎年度入居者による収入の申告に基づき決定しており、入居者が収入状況の報告の請求に応じないときは、その入居者が入居する公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額とされ、額が引き上げられます。

本改正により、入居者が認知症患者等であって収入申告等が困難であると認められるときは、市が入居者の雇い主、取引先その他関係人に報告を求める方法又は官公署において必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法により収入状況を調査し、家賃を決定することとします。

なお、この場合における対象入居者の家賃の額は、公営住宅法施行令第 2 条の規定に基づき、一般の入居者の基準額と同額とします。

3 適用年月日

平成 29 年 12 月下旬予定

4 備考

「認知症患者等」とは、公営住宅法施行規則第 8 条において次のように定められています。

- (1) 認知症である者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) これらに準ずる者